

消費税逆進性とその緩和策～給付付き税額控除の試算～

高林喜久生ゼミ

杉内 智哉・加古 真也・稻葉 優多・山田 大樹
柘植 俊輝・亀岡 夏子・関灘 純子

I. はじめに

現在、日本は厳しい財政状況の中で未曾有の大災害に対処しつつ、財政の健全化を進めるという困難な課題に直面している。この課題をいち早く解決するために財政立て直し政策として、一般に消費税が候補として挙げられる。

民主党は、政権交代から4年間は消費税率を引き上げない方針を打ち出している。それに対して、日本経団連は『平成24年度の税制改正に関する提言』を公表した。増え続ける社会保障費を現役だけでなく高齢者も含め、国民全体で支えるかたちへと転換する必要がある。その際、消費税は国民全体で負担を広く分かち合う税目であり、経済活動に中立的であることから、財源として最もふさわしい。として将来的に消費税増税は推奨すべきであり、社会保障財源に賄うべきであるとしている。

消費税増税については、景気に対するマイナスの影響、益税問題、負担の逆進性などからの反対論がある。なかでも、格差の拡大が言われる中で、負担の逆進性の問題は解決しなければならない。

本稿では、消費税は社会保障費財源を賄うべきであるとし、消費税議論の争点となる「逆進性」について研究しその結果を踏まえて、逆進性の緩和策として「複数税率」「給付付き税額控除」の算出・分析を行う。そして望ましい緩和策について政策提言を行う。

II. 消費税の現状

現在日本の消費税率は一律に5%であり、複数税率や税額控除などの制度は設けられていない。

1. 日本の財政

歳入の46%は国の借金である公債金収入で賄われておりその額は44兆円を超えており、この20年間、高齢化に伴う社会保障支出の急増と低成長による税収の落ち込みで公的債

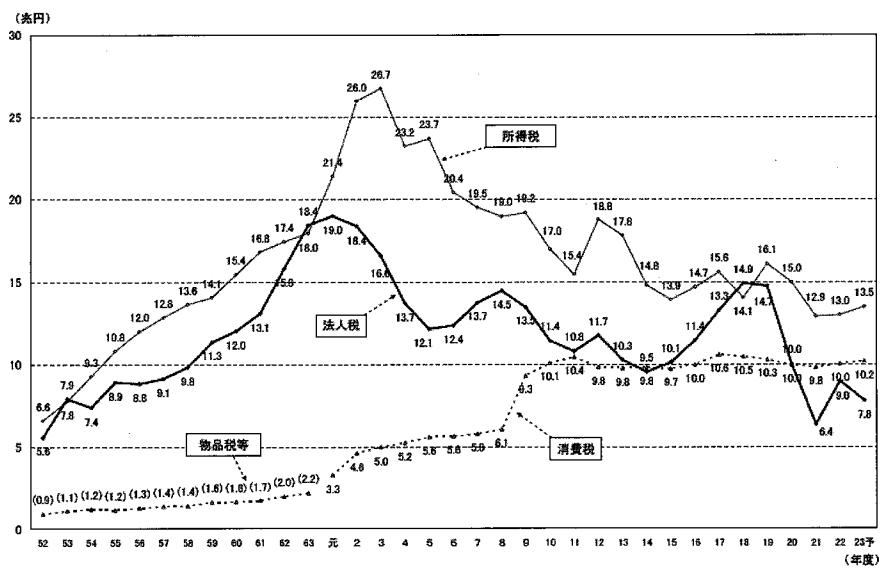
務は3倍に増加し、国内総生産（GDP）の2倍にも達した借金大国である。それにもかかわらず歳入は長引くデフレで税収は伸びない。そこに東日本大震災が発生し、巨額の復興資金も必要になった。わが国の財政赤字は拡大の一途をたどっている。我が国がギリシャのように財政危機に直面するのは、そう遠い話ではないかもしれない。

平成元年の導入以来、20年以上の歳月を経て、消費税は国の基幹税として定着している。国の消費税収は、所得税（13.4兆円）に次いで10.1兆円に及び、地方消費税（2.5兆円）を合わせた総額は12.6兆円となっている（平成23年度一般会計予算）。

2. 消費税のメリット

なぜ、財政立て直し政策として一般的に消費税なのか。それは消費税のメリットとして、以下の3点が挙げられる。①消費税は消費に負担を求める税であり、消費支出に対して比例的な税である。②消費税は景気変動が起こっても消費行動の変化は少ないため、税収が所得税や法人税よりも安定的である。③所得水準が同じ層の人が同じ程度の税を負担するという水平的公平性がある。我々が独自で分析した結果、図II-1では②の消費税が景気変動にも変化せず所得税と法人税よりも税収が安定的であるのがわかる。この3点から財政の再建、社会保障制度の維持のための安定財源の観点から、消費税が候補に挙げられている。

図II-1. 年毎の所得税・法人税・消費税の税収



出典：財務省（1997-2011a）。

3. 消費税のデメリット

デメリットとしては景気に対するマイナスの影響、益税問題(中小企業限定の優遇措置)、負担の逆進性の問題がある。なかでも逆進性の問題を説明すると、所得が多い家庭ほど、消費に回す平均的な割合が低いので、所得に対する消費税の負担割合は低くなる。逆に所得少ない家庭ほど消費税の負担割合は高くなる。税率が上がることで、低所得や高齢者などの社会的弱者への負担が重くなってしまうことが問題視されている。この逆進性の問題は、現在のように税率が低いと表面化していないが、今後、税率が高くなることによって、逆進性がどの程度生じてくるのかを考えることも重要である。

4. 逆進性の緩和策

(1) 複数税率について

表II-1より、諸外国における付加価値税率は日本の消費税率よりも全体として高い。複数税率が実施されている背景には、政治的理由による場合もある。そして日本でも海外の事例を基に複数税率化を実施しようと提案されてきたが、現実ではそれを採用することは非常に難しいと考えられている。以下、複数税率化に対する反対論をいくつかあげてみる。

表II-1 諸外国の複数税率

出典：財務省 HP <http://www.mof.go.jp/syuzei/siryou/108.htm>

	フランス	ドイツ	イギリス	スウェーデン
標準税率	19.60%	19%	17.50%	25%
ゼロ税率	なし	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等	医薬品（医療機関による処方）等
軽減税率	食料品、書類、旅客輸送、肥料等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.10%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送等 7%	家庭用燃料及び電力等 5%	食料品、宿泊施設の利用料 12% 新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等 6%

まず第1に、複数税率化は明らかに税制を複雑化し、どのようなモノやサービスに軽減税率を対象にするかという線引きが難しく、生活必需品といっても定義しかねる場合がある。そこに生じる政治的な圧力や、コストの増加が懸念されている。

第2に、複数税率化による逆進性緩和の効果に対しての意見であるが、複数税率化を行った際でのシミュレーション分析から、税率引き上げ前での逆進性緩和に期待が持てないと

いうものがある。その内容の一部を例に挙げると、八塩裕之・長谷川裕一（2008）に記されている、個票データによるマイクロ・シミュレーションにより複数税率化の効果を分析した結果として「消費税率を15%相当まで引き上げたケースで低所得階層への税負担軽減額が年間約1万円という効果は、決して大きいとはいえないと考える。低所得階層は食料品以外の財もかなりの比率で消費しており、食料品（および生活必需品）だけに軽減税率を適用してもその税負担軽減効果は大きくならない。」と述べている。他にもシミュレーション分析の結果から大きな効果が見られないという指摘が数多く存在している。

第3に、複数税率化による事業者の納税方法の複雑化が懸念されている。消費税や付加価値税のように取引のあらゆる段階で課税する多段階間接税の場合には、複数税率の導入は非常に複雑な問題となる。財源確保のため本格的に高税率化を想定し、生活必需品に対しての軽減措置を行う場合、その手段は「インボイス方式」の導入が必要となる。インボイス方式により、現在の課税方式よりも納税事務負担が増大することになり時間的コストがかかる。一方徴税する側も、徴税に際しての吟味する時間が増え、徴税コストの上昇を招く結果となる。

以上3つの反対意見をあげたが、複数税率の導入には様々な困難が存在している。そしてなにより消費税の逆進性緩和が大きく期待ができない上に税制の複雑化とコスト増を招く。海外で複数税率を採用している国を参考にしようとも、それは各国ならではの政治的背景から成り立っているものであるから、日本は日本の政治的背景に合った政策を行わなければならないということを、もう一度考え直さなければならない。

（2）給付き税額控除について

逆進性の緩和策として有力な手段として給付き税額控除が近年注目されている。給付き税額控除とは必要最低限の生活にかかる消費税額を税額控除し、税額が控除額に満たない低所得者にはその差額を給付するという制度である。

給付き税額控除に関して日本では、政府税制調査会が次のように述べている。「近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わされた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。このような制度は、課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付するという仕組みであり、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。また、税と社会保障を一体的に捉え、社会保険料負担を軽減する観点から本制度を利用している国もある。」また、1998年12月15日に発表された民主党の「消費税の抜本改革」についての中でも、「基礎消費支出に係る福祉目的税額及び地方消費税額相当分の一率還付制度を創設することを提案する。」とされて

いる。さらに、2008年12月24日に発表された民主党税制抜本改革アクションプログラムの中でも「逆進性緩和策としては「給付付き消費税税額控除」の導入が適当である。この給付付き消費税税額控除は、家計調査などの客観的な統計に基づき、年間の基礎的な消費支出にかかる消費税相当額を一律に控除し、控除しきれない部分については、給付をするものである。これにより消費税の公平性を維持し、かつ税率ができるだけ低く抑えながら、最低限の生活にかかる消費税については実質的に免除することができるようになる。」と述べられている。

この民主党の「給付付き消費税額」の参考となったのは、カナダで実施されているGST控除制度である。

(3) カナダの給付付き税額控除について

カナダでは消費税による逆進性の緩和策として、GST(GST: Goods and Services Tax)控除を採用している。GST控除制度とはカナダにおける付加価値税の負担軽減を目的とした直接給付制度であり、一定の所得(32,312 カナダドル)以下の人に對して、所得税の枠組みのGST控除を行い、必需品に係る税額を還付することである。1991年に税率7%の付加価値税が導入され現在では日本の消費税と同じく5%の税率を維持しつづけている。

日本の消費税について逆進性が存在するように付加価値税には、対所得比率でみた税負担が高所得者よりも低所得者に高いという逆進性の問題が存在する。つまり、GST控除は給付方式により逆進性の緩和を狙うものである。

GST控除の適用要件は以下の3要件のうち、いずれか1つを満足すれば適用資格を得る。

- ① 19歳以上であること
- ② 配偶者を有すること
- ③ 扶養する18歳以下の子供を有すること。

GST控除算出方法は以下のようである。

表II-2

本人	248 カナダドル
配偶者	
子供（一人当たり）	130 カナダドル

夫婦の収入合計が32,312 カナダドルまでは、表II-2より得たGST控除の総額が、全額還付される。32,312 カナダドルを超過した家族に関しては、超過分の5%相当額が減額される。

(例) 夫婦子供 2 人で収入 37,000 カナダドル

本人 248 カナダドル + 配偶者 248 カナダドル + 子供 130 カナダドル × 2 = 756 カナダドル

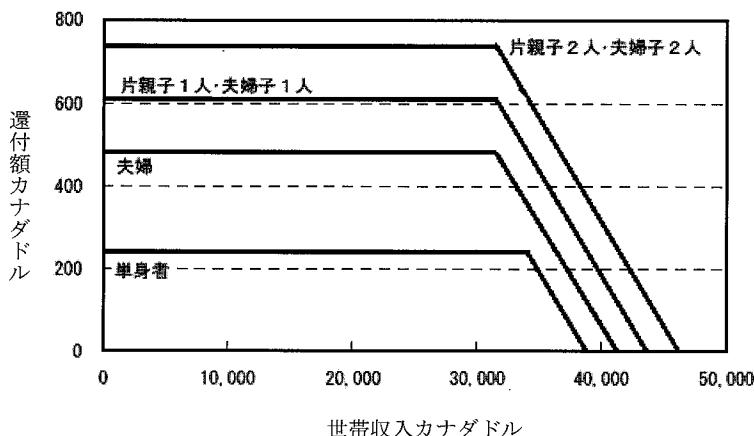
総所得が 32,312 カナダドル以下なら最高還付額は 756 カナダドルとなる。しかし総収入が超過しているため

総収入 37000 カナダドル - 規定額 32312 カナダドル = 4688 カナダドル 4688 カナダドル × 0.05 = 234.4 カナダドル

よって、234 カナダドル減額され 522 カナダドル支給される

また、減額額が GST 控除の算出額を上回った家族の還付額はゼロとなる。

図II-3：カナダ GST 概要



出典：Canada Revenue Agency, Goods and Services Tax/Harmonized sales tax (GST/HST) credit.
(<http://www.cra-arc.gc.ca/bnfts/gsthst/menu-eng.html>)

GST 控除がカナダで実際に税額控除の効果をあげているかについて例を挙げて考えてみる。

(例) 夫婦と子供 2 人、年収 250 万カナダドルの家族の場合

消費指数（所得の消費に使う金額）仮に 0.8 とおく

年間消費額：約 200 万カナダドル

非課税品なしと仮定し、5 % の付加価値税をかけた場合

年間消費者負担税額：約 10 万カナダドル

GST 控除による還付額約 7.8 万カナダドル

上記のように GST 控除は、この家族の付加価値税の負担をほぼ控除する金額が還付される仕組みである。

III. 逆進性の先行研究

これまで、消費の逆進性対策に関して様々な研究がなされてきた。そこで、本稿と関連性のある先行研究を以下でいくつか説明する。

大竹・小原（2005）では、低所得の引退世帯の存在が逆進性を生じている可能性を指摘し、生涯所得階級別の消費税の負担の計測結果より、消費税は「累進的」である。最も低い生涯所得階級の消費税負担率は1.59%、最も高い負担率は4.05%となっている。

八塩・長谷川（2008）では、個票データによるマイクロ・シミュレーションにより勤労者世帯と年金世帯を抽出し、「年金世帯の中には現在の所得は多くなくても、かつて多くの所得を稼ぎそれを資産で保有する豊かな世帯が多数含まれると考えられる。こうした世帯の消費税負担率はかなり高くなるが、これらはむしろ担税力がある世帯であり、この状況を逆進性と呼ぶことはできない。」という結果を導き出している。

政府税制調査会（2007）では逆進性による、垂直的公平性が損なわれている指摘がある中、一方でそれほど懸念すべきことではないという見解も存在するとしている。消費税の逆進性に関する以下のような見解をまとめている。

- ① 税制全体の再分配効果に着目すべき。
- ② 格差是正は、社会保障給付のほうが効果的であり社会保障の財源としての消費税なら再分配政策としても有効。
- ③ 生涯を通じた担税力の指標としては、消費の方がむしろ優れている。
- ④ 日本の税率水準では複数税率の必要性は乏しく、簡素化の観点から単一税率を維持すべき。

土井（2008）では、ライフサイクルで考えると、逆進性は大幅に解消される、あるいはほとんど存在しないとしている。「消費税は逆進的ではなく、比例的になる。消費税が逆進性だと言えるのは、人々の消費行動を一時期だけ限定して見るからで、個人の消費行動を一生涯通じてみてみると、所得を稼ぐ時期と、消費をする時期にはずれがある。それでいて、消費税は消費する時期に負担を強いられることになる。部分的に見ると低所得者であろうとそれなりに消費すると消費税を負担させられるから、所得が低い人ほど消費税の負担の割合が高くなり、「逆進的」な税であると見る。しかし、消費は元手となる所得、あるいは財産がなければならない。つまり消費額は所得額と無関係であるわけでなく、所得が多いほど消費が多いという傾向がある。その上、消費を多くするほど消費税を多く負担する。そう考えれば、所得が多いほど、消費税額も多くなるといえるので、消費税は生涯所得に対して比例的な税である。」と主張している。

加藤（1993）では、「消費が伸びていたから消費税を導入したわけであり、消費が落ち

ている時に税率を上げるのはおかしい」と主張している。まず所得税を減税し、その後に、消費税を増税すべきであり、消費税の引き上げに関しては、生活必需品についてはあまり上げずに軽減税率とし、生活必需品などはなるべき税率を低くして、複数税率を提案している。ただ複数税率にするには、インボイス方式の導入は避けられないとの考えを示している。

井堀（1994）では、財政赤字の削減や公債残高の償還には、政府支出の削減で対応すべきであり、税収の増加を目的とした消費税率の引き上げは必要ないと考えている。もし消費税率を引き上げるとしても、それ以上に所得税を減税するほうが望ましく、所得減税の財源としては、消費税率を引き上げると共に、消費税率を引き上げるとともに、一時的に赤字公債を発行するのも有力な選択であるとしている。また、消費税率の増税が持つ世代間での負担の再分配効果にも着目する必要があるとしている。しかし、消費税の逆進性については十分に検討されておらず、分配的側面の配慮が必要と考えられる。そして、複数税率を導入するに際しては、税務執行上の様々な混乱や問題点を考慮すれば、なるべき均一税率を維持した消費税体系が望ましいとしている。

上村（2006）では、食料品以外の消費税率を増税する場合、現在の課税後の不平等度を一定に保つような、食料品への軽減税率を計測しており、「消費税率8%の段階で食料への間接税率はマイナスになる」という分析結果を掲示している。つまり、食料品の購入のたびに補助金支給という仕組みが非現実的な制度であるから、「所得再分配機能を期待して、食糧への軽減税率を設定することは、ほとんど意味がない」と述べている。

森信（2009）では上記の税制調査会と土井の意見と同じであり、消費税負担は所得に逆進的ではなく、比例的であるといえる。消費税の逆進性緩和対策としては「複数税率」もあるが、複数税率の導入は実質的に「消費税の物品税化」につながり、消費税の特性である水平的な公平性を大きく損なう。また軽減税率の対象を選択することが極めて困難であることに加え、課税ベースが大きく侵食されて、結果的に基本税率が高くなることにもつながるため、逆進性緩和策として適当とはいえない。むしろ逆進性緩和策としては「給付付き消費税額控除」の導入が適当である。これにより消費税の公平性を維持し、かつ税率ができるだけ低く抑えながら、最低限の生活にかかる消費税については実質的に免除することができるようになる。」と主張している。

橋本（2010）では、逆進性の計測として同一世代内に異なる所得水準の世帯を測定した上で、生涯税負担を計測し、逆進性が観察されるかどうかを検証した。検証した結果「現行の消費税の逆進性は、それほど多きものではなく、一時的だけでなく、生涯所得に対しても逆進性が観察されることがあきらかになった。そして逆進性を緩和対策として複数税率化よりも給付付き消費税額控除の導入の方が有効である」と述べている。それは複数税

率化と給付付き税額控除を食料品の場合に比較した結果、逆進性緩和効果が複数税率の場合では効果が低く、給付付き税額控除の場合では非常に効果が大きいことを示した。ただし橋本論文では所得制限がないケースのみを試算し、所得制限のあるケースについては取り扱っていない。

そこで我々は、この橋本（2010）を拡張した結果をベースに消費税の逆進性対策を提示することとする。

IV. 分析

先行研究より、逆進性の緩和策として複数税率と給付付き控除のシミュレーションを行う。

1. 逆進性の計測

2010年度家計調査（家計収支編・年間収入十分位階級別）を用いて消費税における逆進性を計算する。退職した高齢者を含む総世帯では逆進性が実際よりも大きく出てしまうので、勤労世帯の統計を使用する。

年間収入の少ない世帯からI—Xまでグループ分けされている。消費支出から費税負担額を算出する。このとき、政府によって非課税と定められている項目、医療保険サービス・住居・教育は除いて算出する。（IV表1波線参照）

また、教育に含まれる塾授業料は課税対象となるが、2010年度家計調査（家計収支編・年間収入十分位階級別）では塾授業料という項目がないので、授業料は含んだままとなっている。

求めた消費税負担額から月間収入における消費税負担額の割合を算出し、消費税負担率とする。

表IV-2は現行の消費税における所得階級別消費税負担率である。

表を見てわかるように、第I分位世帯は3.40%、第X分位世帯は1.81%であり、第I分位世帯と第X分位世帯には消費税負担率に1.59%の差がある。さらに、消費税負担率のグラフは第I分位世帯から第X分位世帯にかけて右下がりになっており、逆進性が存在していると言える。

表IV-1

非課税（46. 主要間接税制度の概要より抜粋）

国内における次の資産の譲渡等は非課税

【消費に負担を求める税としての性格上課税対象とならないもの等】

- (1) 土地の譲渡および貸付け
- (2) 有価証券、支払手段等の譲渡
- (3) 貸付金等の利子、保険料等
- (4) 郵便切手類、印紙等の譲渡
- (5) 行政手数料等、外国為替取引

【社会政策的配慮に基づくもの】

- (6) 医療保険各法等の医療
- (7) 介護保険法に規定する一定のサービス及び社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等
- (8) 除算に係る資産の譲渡等
- (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供
- (10) 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等
- (11) 学校教育法第1条に規定する学校等の授業料、入学金、施設設備費、入学検定料、学籍証明等手数料
- (12) 教科書用図書の譲渡
- (13) 住宅の貸付け

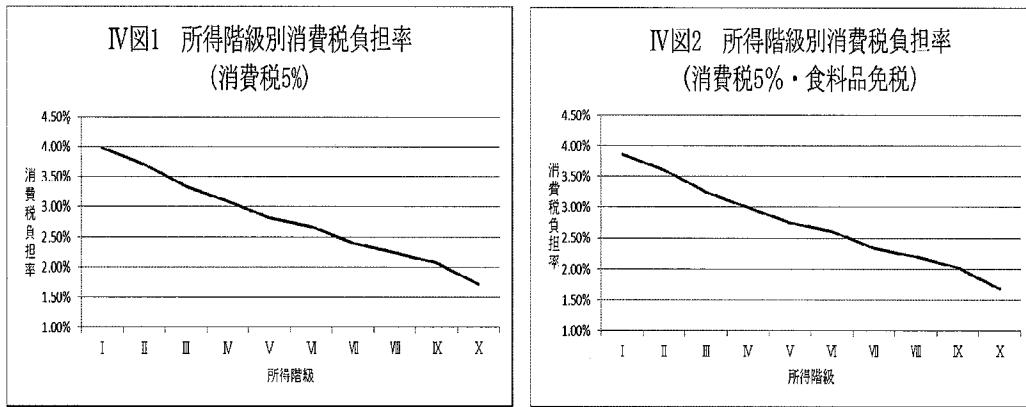
出典：『財政金融統計月報（2010）』財務省

表IV-2 所得階級別消費税負担と負担率

単位：円、人

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
世帯人員	1.62	2.11	2.40	2.73	3.04	2.97	3.14	3.17	3.29	3.48
消費支出	141,396	189,436	205,001	241,717	271,736	276,845	307,428	342,518	385,391	472,539
住居	20,052	25,814	24,656	22,590	25,112	22,685	20,761	21,492	21,737	19,896
教育	1,816	4,950	6,691	8,012	12,024	12,228	17,482	18,377	24,243	31,246
保健医療サービス	1,657	3,027	3,850	4,831	4,772	5,311	6,062	5,981	7,561	8,826
食料	2,363	3,282	3,157	4,119	4,575	3,909	4,588	4,807	5,458	5,368
消費税負担額	5,613	7,412	8,086	9,823	10,944	11,268	12,530	14,127	15,802	19,646
負担率	3.40%	2.83%	2.48%	2.57%	2.47%	2.25%	2.19%	2.15%	2.03%	1.81%
月間収入	165,000	261,667	325,833	381,667	442,500	500,833	570,833	658,333	776,667	1,085,833

出典：総務省（2010）より筆者作成。



また、消費税の逆進性の緩和策として挙げられている食料品ゼロ税率の場合においても同様に計算した。（IV表3、図IV-2参照）

表IV-3 所得階級別消費税負担率（消費税5%・食料品ゼロ税率の場合）

単位：円、人

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
世帯人員	1,62	2,11	2,40	2,73	3,04	2,97	3,14	3,17	3,29	3,48
消費支出	141,396	189,436	205,001	241,717	271,736	276,845	307,428	342,518	385,391	472,539
住居	20,052	25,814	24,656	22,590	25,112	22,685	20,761	21,492	21,737	19,896
教育	1,816	4,950	6,691	8,012	12,024	12,228	17,482	18,377	24,243	31,246
保健医療サービス	1,657	3,027	3,850	4,831	4,772	5,311	6,062	5,981	7,561	8,826
食料	2,363	3,282	3,157	4,119	4,575	3,909	4,588	4,807	5,458	5,368
消費税負担額	5,500	7,255	7,936	9,627	10,726	11,082	12,311	13,898	15,542	19,391
負担率	3.33%	2.77%	2.44%	2.52%	2.42%	2.21%	2.16%	2.11%	2.00%	1.79%
月間収入	165,000	261,667	325,833	381,667	442,500	500,833	570,833	658,333	776,667	1,085,833

出典：総務省（2010）より筆者作成。

その結果、数値にわずかな変化はあったものの第I分位世帯と第X分位世帯には1.54%の差があり、また、グラフもほぼ同じ傾きの右下がりなので、逆進性の緩和策としては不十分だといえる。さらに、消費税が10%に増税された場合、消費税が10%に増税され食料品ゼロ税率になった場合の算出も行ったが、同様の結果が得られ、やはりどちらの政策も逆進性の緩和策としては不十分であった。（表IV-4、5、図IV-3、4参照）

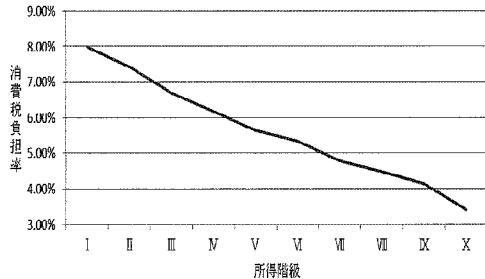
表IV—4 所得階級別消費税負担率（消費税10%の場合）

単位：円、人

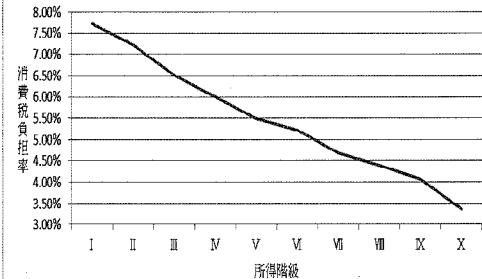
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
世帯人員	1.62	2.11	2.40	2.73	3.04	2.97	3.14	3.17	3.29	3.48
消費支出	141,396	189,436	205,001	241,717	271,736	276,845	307,428	342,518	385,391	472,539
住居	20,052	25,814	24,656	22,590	25,112	22,685	20,761	21,492	21,737	19,896
教育	1,816	4,950	6,691	8,012	12,024	12,228	17,482	18,377	24,243	31,246
保健医療サービス	1,657	3,027	3,850	4,831	4,772	5,311	6,062	5,981	7,561	8,826
食料	2,363	3,282	3,157	4,119	4,575	3,909	4,588	4,807	5,458	5,368
消費税負担額	11,226	14,823	16,172	19,646	21,888	22,535	25,059	28,254	31,605	39,292
負担率	6.80%	5.66%	4.96%	5.15%	4.95%	4.50%	4.39%	4.29%	4.07%	3.62%
月間収入	165,000	261,667	325,833	381,667	442,500	500,833	570,833	658,333	776,667	1,085,833

出典：総務省（2010）

IV図3 所得階級別消費税負担率
(消費税10%)



IV図4 所得階級別消費税負担率
(消費税10%・食料品免税)



表IV—5 所得階級別消費税負担率（消費税10%・食料品ゼロ税率）

単位：円、人

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
世帯人員	1.62	2.11	2.40	2.73	3.04	2.97	3.14	3.17	3.29	3.48
消費支出	141,396	189,436	205,001	241,717	271,736	276,845	307,428	342,518	385,391	472,539
住居	20,052	25,814	24,656	22,590	25,112	22,685	20,761	21,492	21,737	19,896
教育	1,816	4,950	6,691	8,012	12,024	12,228	17,482	18,377	24,243	31,246
保健医療サービス	1,657	3,027	3,850	4,831	4,772	5,311	6,062	5,981	7,561	8,826
食料	2,363	3,282	3,157	4,119	4,575	3,909	4,588	4,807	5,458	5,368
消費税負担額	11,001	14,511	15,871	19,254	21,453	22,163	24,622	27,796	31,085	38,781
負担率	6.67%	5.55%	4.87%	5.04%	4.85%	4.43%	4.31%	4.22%	4.00%	3.57%
月間収入	165,000	261,667	325,833	381,667	442,500	500,833	570,833	658,333	776,667	1,085,833

出典：総務省（2010）より筆者作成。

2. 給付付き消費税額控除の導入シミュレーション

「給付付き消費税額控除」では、基礎的消費支出に相当する消費税額を給付することが相当であるとされている。よって、給付付き消費税額控除制度の導入によって逆進性がど

の程度緩和されるかをシミュレーションすることとした。

そのために、まず日本の基礎的消費支出の設定をおこなうことにする。設定については橋本（2010）に従った上で、最新のデータを用いることにした。基礎的消費支出の設定に際しては、『家計調査年報』を用いれば、所得階級別に消費支出の金額が把握できることから『家計調査年報』等のデータを参考とする。ここで重要なのは消費支出から適切に基礎的消費支出を抽出することである。

最低生計費を測定にあたっては生活扶助基準を利用する方法が考えられる。表IV-7は、平成22年度生活扶助基準の例を表したものである。生活扶助基準は、地域の物価水準の違いによって異なるため、表7では東京都区部等と地方郡部等と分けている。

表IV-6 平成22年度生活扶助基準の例

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	173,180円	137,140円
高齢者単身世帯（68歳）	79,530円	61,640円
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	120,270円	93,210円
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	191,910円	156,760円

出典：厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/seikatuhogo03>

基礎的消費支出の測定にあたって、生活扶助基準と家計調査年報の両方を考慮し、以下3つのケースに分けて想定した。

ケースA 生活保護基準+社会保険医療を除く医療費の平均値を加算

ケースB 家計調査の第X分位階級別の第I分位の消費支出（非課税品目は除外）

ケースC 所得課税最低限による年間収入

ケースAは、基礎的消費支出の水準として、生活扶助基準を採用した場合である。ただし、生活扶助基準には医療費相当分が含まれていないため、それにプラスして、市販の風邪薬、ビタミン剤などを購入した際にかかる消費税分を加算することにした。この加算額には、家計調査の医療費の平均値を利用した。

ケースBは、家計調査の低所得層の消費支出を基準とするものである。ただし、消費税には、一部に非課税品目が設定されているため、消費支出から非課税品目相当分を除外する必要がある。

①ケース A

医療費の平均値としては、『家計調査年報』の全世帯の平均、全世帯第 I 分位の値を利用した。表IV-7 は、生活扶助基準に全世帯の平均の医療費を加算したものである。この場合、標準 3 人世帯の東京都区部等の基礎的消費支出額は、年額 213 万円となる。

IV表7 全世帯平均

	東京都区部等			地方郡部等		
	生活扶助基準 (円)	医療費 (円)	年額 (万円)	生活扶助基準 (円)	医療費 (円)	年額 (万円)
標準 3 人世帯	173,180	4,885	213	137,140	4,885	170
高齢者単身世帯	79,530	4,885	101	61,640	4,885	79
高齢者夫婦世帯	120,270	4,885	150	93,210	4,885	117
母子世帯	191,910	4,885	236	156,760	4,885	193

※各家族構成は表IV-6 と同じ

出典：厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/seikatuhogo03>

：総務省（2010）『家計調査年報』より作成

表IV-8 は、生活扶助基準に全世帯の第 1 分位の医療費のデータを加算したものである。この場合には標準 3 人世帯の東京都区部等の基礎的消費支出の年額は 210 万円となる。

表IV-8 全世帯第 1 分位

	東京都区部等			地方郡部等		
	生活扶助基準 (円)	医療費 (円)	年額 (万円)	生活扶助基準 (円)	医療費 (円)	年額 (万円)
標準 3 人世帯	173,180	2,470	210	137,140	2,470	167
高齢者単身世帯	79,530	2,470	98	61,640	2,470	77
高齢者夫婦世帯	120,270	2,470	147	93,210	2,470	115
母子世帯	191,910	2,470	233	156,760	2,470	191

出典：厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/seikatuhogo03>

：総務省（2010）『家計調査年報』より作成

医療費の加算額として、全世帯の平均値を使った場合と第 I 分位を使った場合の差額は 213 万円と 210 万円になり、年間 3 万円程度にすぎないことがわかった。以上の推計結果を見る限り、生活扶助基準を利用した場合には、標準 3 人世帯だと約 200 万円を基礎的消費支出の水準と設定するのが妥当だと言えるだろう。

②ケース B

「家計調査」のデータを利用して基礎的消費支出の水準を推計したものが表IV-9である。この表では、第I分位の消費支出から、消費税の非課税品目である家賃地代と保健医療サービスを除いた年間消費支出が示されている。これが消費税額控除の対象となる基礎的消費支出の水準となる。この年間消費支出は、総世帯の場合には117万円となり、勤労者世帯の場合には146万円となる。総世帯と勤労者世帯では勤労者世帯の方が高くなっている。

表IV-9 『家計調査年報』による基礎的消費支出

	第一分位の 消費支出（円）	家賃地代（円）	保健医療サービス (円)	年間消費支出 (家賃、医療を除く)
総世帯	112,085	12,003	2,727	117
勤労者世帯	145,390	21,199	2,401	146

出典：総務省（2010）『家計調査年報』より筆者作成。

この『家計調査年報』による推計値と生活扶助基準を使用したものとでは、家計調査の値の方が低めの値をとることになる。

③ケース C

また、表IV-10より夫婦子一人の場合の地方自治体に納める所得課税最低限の個人住民税が195万円である。このことから考慮しても約200万円を基礎的消費支出に設定することが適切である。

表IV-10 所得課税最低限

区分	所得税（千円）	個人住民税（千円）
単身者	1,144	1,088
夫婦のみ	1,566	1,455
夫婦子一人	2,200	1,950
夫婦子二人	3,250	2,700
一人当たり国民所得		2,753

出典：財務省（2010）。

ここでのシミュレーションに際しては、ケースA・ケースBを踏まえた上で、これらの基礎的消費支出の推計を参考にして、夫婦子供1人の基礎的消費支出の水準を200万円に設定することが妥当であるとした。したがって、この場合には、消費税の税額還付額は、

最大では、200万円に実効税率（0.05/1.05）を乗じた9.5238万円となる。さらに表IV-11に示したように、独身の場合の基礎的消費支出は100万円、世帯人員が1人増えるごとに50万円が加算されるものと設定した。独身の基礎的消費支出の水準の設定の際には、3人世帯での200万円の基礎的消費支出を、等価所得の考え方と利用して規模の経済性を考慮した1人あたりの消費支出に直した値を参考にしている。

表IV-11 世帯人員による基礎的消費支出の相当額の税額還付額

	基礎的消費支出	税額還付（税率5%時）
独 身	100万円	4.76万円
世帯人員一人につき	50万円	2.38万円

出典：橋本（2010）。

表IV-12は、消費税の給付付き消費税額控除制度ないし複数税率化をおこなった場合の所得階級別の消費税負担の変化を示したものである。

この基礎的消費支出に相当する消費税額を還付するには、財源を確保する必要がある。還付に必要な財源額は、還付に所得制限をつけるかどうか、還付額を所得上昇につれて、削減していく仕組みをどのように設定するかに依存することになる。所得制限の設定については、所得捕捉が正しく行われていることが大前提となる。以下では所得捕捉が正しく行われていることを前提として、所得制限を設けない場合、所得制限を設ける場合、カナダ型GST控除を導入する場合についてシミュレーションを行うこととした。

（1）所得制限なし・複数税率導入の場合

給付付き消費税額控除制度を導入した場合には、還付財源を賄うために、消費税率を12.5%まで引き上げる必要がある。この結果は、2008年のデータを利用した橋本（2010）の12.19%とほぼ同じ水準である。この税収中立を維持するような消費税率の水準は、表IV-9で利用した『家計調査年報』の「総世帯」の所得10分位階級の消費支出のデータを利用している。これには、まず所得階級ごとの消費支出に実効税率を乗じて階級毎の消費税額を求め、その消費税額を集計することで、モデル上の消費税収額を計算する。消費税額の還付をおこなった場合に、このモデル上の税収額を維持するような消費税の税率水準をシミュレーションで求めている。

表IV-12 所得階級別消費税負担率（所得制限なし・食料品ゼロ税率の場合）

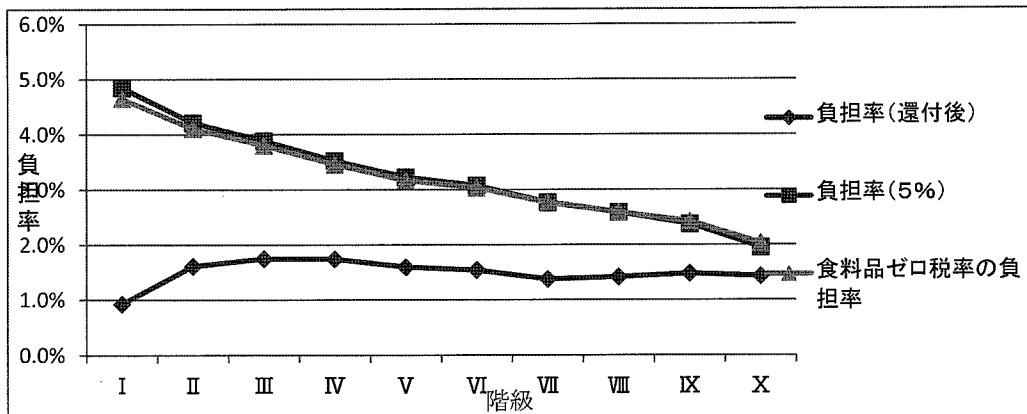
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	総計
世帯人員	1.16	1.66	1.98	2.11	2.34	2.69	2.97	3.12	3.22	3.45	
年間収入	125	216	284	346	406	475	563	670	838	1293	
消費支出(万円)	127.3	191.1	231.8	256	275.1	306.5	327.6	364.3	417.1	530.9	
消費税額(5%)	6.1	9.1	11.0	12.2	13.1	14.6	15.6	17.3	19.9	25.3	144.2
消費税額	14.2	21.3	25.9	28.6	30.7	34.2	36.5	40.6	46.5	59.2	337.7
消費税還付額	12.0	14.8	16.6	17.3	18.6	20.6	22.1	23.0	23.5	24.8	193.5
還付後負担額	2.2	6.5	9.2	11.2	12.1	13.6	14.4	17.7	23.0	34.4	144.2
負担率(還付後)	1.7%	3.0%	3.3%	3.2%	3.0%	2.9%	2.6%	2.8%	2.7%	2.7%	
負担率(5%)	4.8%	4.2%	3.9%	3.5%	3.2%	3.1%	2.8%	2.6%	2.4%	2.0%	
食料品を除く消費支出(万円)	93.7	142.9	174	192.8	207.4	232.3	250.8	279.8	326.8	423.4	
食料品ゼロ税率	5.8	8.9	10.8	12.0	12.9	14.4	15.6	17.4	20.3	26.3	144.2
食料品ゼロ税率の負担率	4.7%	4.1%	3.8%	3.5%	3.2%	3.0%	2.8%	2.6%	2.4%	2.0%	

出典：橋本（2010）より筆者作成。

表IV-12によると、たとえば第I分位では、消費税額還付のための税率引き上げにより消費税の負担額は、14.2万円となるが、世帯人員が1.16人であるため、12.0万円の消費税額が還付されるため、還付後の実質的な負担額は2.2万円となり、税率5%時の負担額6.1万円から大幅に軽減されることになる。一方、第X分位では、消費税の負担額は59.2万円となり、24.8万円の還付額を差し引いても実質的な負担額が34.4万円となり、税率5%時の負担額25.3万円よりも大幅に増加することになる。

表IV-12には、食料品にゼロ税率を適用し、複数税率化した場合の消費税の負担額も示している。複数税率化した場合にも、税収を中立に保つために、食料品以外の消費に対しては消費税率を6.6%に引き上げるものとして計算をおこなった。複数税率化した場合には、第I分位の消費税負担額は5.8万円となり、税率5%時よりも税負担は軽減されるものの、その軽減額は3千円にすぎない。一方、第X分位の消費税の負担額は26.3万円となり、税率5%時よりも税負担が増加するものの、その増加額は1万円にすぎない。

図IV-5 納付付き税額控除と複数税率による逆進性緩和効果のグラフ



出典：総務省（2010）『家計調査年報』より筆者作成。

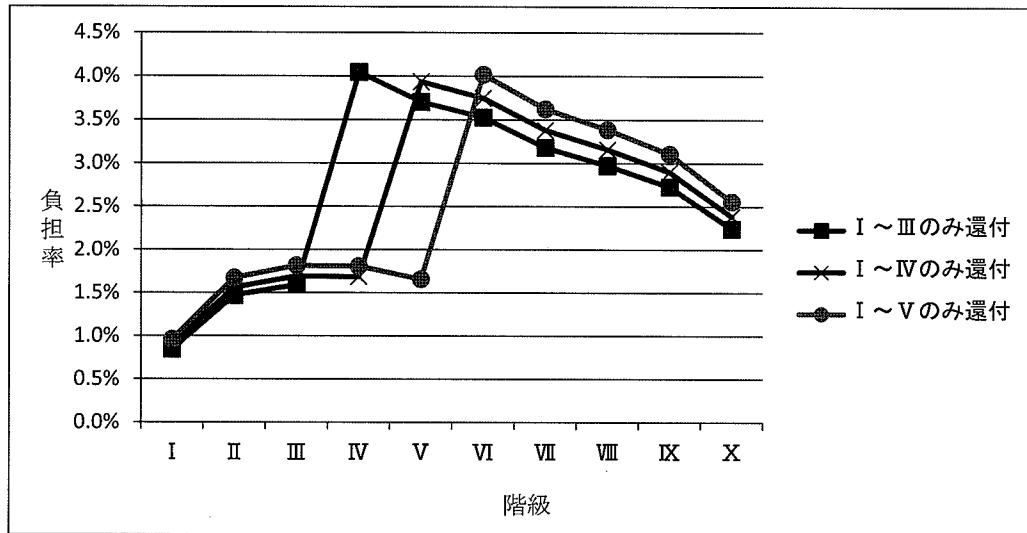
このような複数税率化と納付付き消費税額控除の持つ消費税の逆進性緩和効果を比較したものが図IV-5である。ここからわかるように、複数税率化した場合の逆進性緩和効果はきわめて小さい。第I分位の負担率は4.8%から4.7%へ低下するのにとどまる。一方、納付付き消費税額控除を導入した場合の逆進性緩和効果は、非常に大きなものとなっている。とりわけ第I分位の負担率は4.8%から1.7%にまで低下させることが可能となっている。

（2）所得制限を設ける場合

図IV-5では所得制限をつけずにシミュレーションを行ったが、図IV-6は所得制限をつけて行ったものである。その所得制限は以下の通りである。

- ① 第Ⅲ分位まで給付し、第Ⅳ分位以降は一切給付しない
- ② 第Ⅳ分位まで給付し、第Ⅴ分位以降は一切給付しない
- ③ 第Ⅴ分位まで給付し、第Ⅵ分位以降は一切給付しない

図IV-6 所得制限を設けた負担率の推移



出典：総務省（2010）『家計調査年報』より筆者作成。

図IV-6は3パターンでの各分位での負担率の推移である。それぞれの消費税額は順に約5.8%、約6.2%、約6.6となっている。所得制限がない場合と比べると消費税率は低くなる。

3パターンを比べても同じような変化があり、給付されるところとされないところでの境の分位で、負担率が急激に高くなってしまっているのは明らかである。これではたとえ逆進性が緩和されているとしても有効であるとは考えにくい。

また、所得制限の設定が非常に難しいと言える。

(3) カナダ型GST控除導入の場合

では、カナダ型の所得制限を導入するとどうなるだろうか。このカナダ型は、所得が上昇するにつれて減額されるというものである。この減額の仕組みは

- 夫婦子一人の場合 表IV-13を用いて

$$\text{給付額} = 9.52 \text{万円} - (\text{年間収入} - 300 \text{万円}) \times 5\%$$

である。

表IV—13 所得階級別消費税負担率（カナダ型 GST 控除の場合）

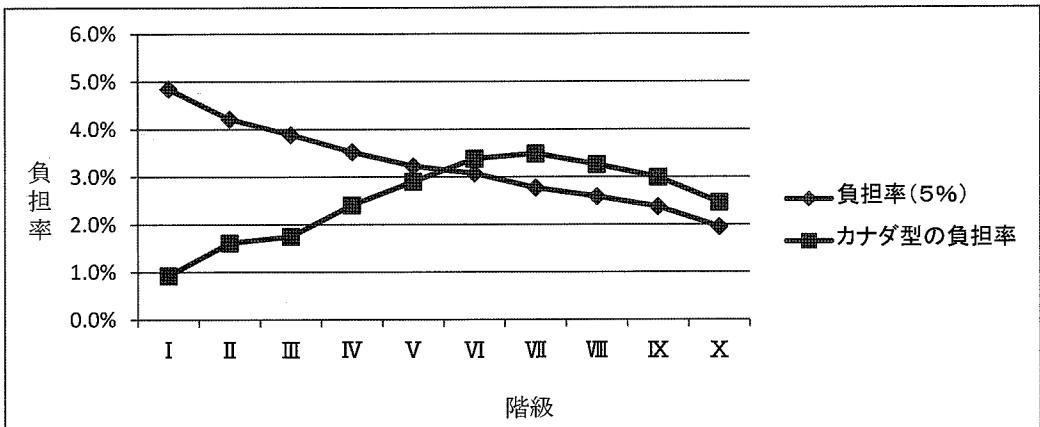
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
世帯人員	1.16	1.66	1.98	2.11	2.34	2.69	2.97	3.12	3.22	3.45
年間収入	125	216	284	346	406	475	563	670	836	1293
消費支出(万円)	127.3	191.1	231.8	256	275.1	306.5	327.6	364.3	417.1	530.9
消費税額(5%)	6.1	9.1	11.0	12.2	13.1	14.6	15.6	17.3	19.9	25.3
負担率(5%)	4.8%	4.2%	3.9%	3.5%	3.2%	3.1%	2.8%	2.6%	2.4%	2.0%
カナダ型の還付額	6.5	8.0	8.9	7.0	4.7	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0
カナダ型還付後の負担額	1.2	3.5	5.0	8.3	11.8	16.1	19.7	21.9	25.0	31.9
カナダ型の負担率	0.9%	1.6%	1.7%	2.4%	2.9%	3.4%	3.5%	3.3%	3.0%	2.5%

出典：総務省（2010）より筆者作成。

この場合の消費税率は約 6.4% と試算される。図IV—7 を見るとカナダ型の所得制限を設けたときは、VII分位から若干低下はしているものの、全体としては右上がりになっており所得に対して累進的に負担率も上がっているので逆進性緩和効果が大きいといえるだろう。

また図6のような急激な負担率の変化もなく、より有効的な方策であると考えられる。

図IV—7 カナダ型税額控除による逆進性緩和効果のグラフ



出典：総務省（2010）『家計調査年報』より筆者作成。

V. 政策提言

現行の消費税の逆進性はどの程度のものなのかを明らかにした上で、逆進性緩和策としての複数税率化と給付付き消費税額控除の効果を比較検討してきた。本稿で得られた結果は以下のようにまとめることができる。

消費税の逆進性を緩和するという点では、複数税率化よりも給付付き消費税額控除の導

入の方が有効であることがあきらかになった。

給付付税額控除策としては、所得制限を設けない場合、所得制限を設ける場合、カナダ型 GST 控除を導入する場合の 3つを考えた。所得制限を設けない場合では、財源を賄うために消費税率を 12.5%まで引き上げる必要があり、逆進性緩和効果はあるが所得制限を設けないがために消費税が高水準となり、税率が高水準になると益税問題が深刻になる。また、所得制限を設ける場合では、税率をあまり上げなくてもよいというメリットはあるものの、本稿で想定した 3 パターンいずれも中間層への負担が急激に高くなってしまい、そこで格差が生じてしまい有効であるとは考えにくい。カナダ型 GST 控除の場合では、所得制限を設ける場合と同じくさほど税率を上げなくても良く、Ⅲ分位以降の負担率は多少下がっているものの全体としてはなだらかな右上がりのグラフになっており、負担率は所得に対して累進的なものとなるため、逆進性緩和策として最も有効であると考える。すなわち、消費税の逆進性緩和策としてはカナダ型 GST 控除がふさわしいというのが我々の政策提言である。

しかし、給付付税額控除制度導入には、現在日本には納税者番号制度がないために所得制限の設定が困難であること、またその解決にはコストが発生してしまうという問題を抱えている。そのため、日本に合ったよりよい納税制度を追及していく必要がある。

VI 参考文献

- Canada Revenue Agency, Goods and Services Tax/Harmonized sales tax(GST/HST) credit.
 HP < <http://www.cra-arc.gc.ca/bnfts/gstgst/menu-eng.html> >
- 橋本恭之・林宏昭・跡田直澄 (1991) 「人口高齢化と税・年金制度－コーホート・データによる制度改革の影響分析」『経済研究』第 42 卷, 第 4 号, pp.330-340.
- 加藤寛 (1993) 「消費税 10%が妥当—複数税率導入で消費税増税し、大規模所得税減税へー」『東洋経済』5176 (1993.10 月号) 税務経理協会, pp80-86
- 橋本恭之 (1993) 「税制改革と世代内・世代間の公平」『税研別冊 '92 第 16 回日税研究賞入選論文特集』.
- 井堀利宏 (1994) 「特集・消費税見直しのゆくえと課題・消費税の引き上げと複数税率」『税経通信』49.7 (1994.6 月号) 税務経理協会 pp80-86
- 上村敏之 (1997) 「ライフサイクル消費行動と効用関数の推定:異時点間の代替の弾力性と時間選好率」『産研論集 (関西学院大学)』第 24 号, pp.91-116.
- 橋本恭之・上村敏之 (1997) 「村山税制改革と消費税複数税率化の評価 - 一般均衡モデルによるシミュレーション分析」『日本経済研究』No.34, pp.35-60.
- 橋本恭之 (2002) 「消費税の益税とその対策」『税研』Vol.18, No2, pp.48-52.
- 一河秀洋 (2002) 「消費税改革のあり方」『税経通信』第 57 卷第 12 号, pp.78-83.
- 谷川喜美江 (2004) 「生活困窮者課税に関する理論的検証」『千葉商大論叢』第 42 卷第 3 号, pp.191-220.
- 藁信博、渡邊英男、谷井隆晃、大野公義、牧野仁士、長田秀明 (2004) 税経新報「税制問題の検証」3

- HP < http://www.zsk.ne.jp/zeikei513/ronbun2_c.html >
- 井堀利宏 (2005) 「財政再建と消費税」『租税研究』第 667 号 pp34-47
- 橋本恭之・山口耕嗣 (2005) 「公的年金改革のシミュレーション分析－世帯類型別の影響－」
『関西大学経済論集』第 55 卷第 2 号 ,pp235-253
- 村澤知宏・湯田道生・岩本康志 (2005) 「消費税の軽減税率適用による効率と公平のトレードオフ」『経済分析』第 176 号 ,pp.19-41.
- 大竹文雄・小原美紀 (2005) 「消費税は本当に逆進的か—負担の「公平性」を考える」『論座』第 127 号 pp44-51
- 森信茂樹 (2006) 「消費税の課題を考える」『国際税制研究』第 17 号 ,pp.38-47.
- 上村敏之 (2006) 「家計の間接税負担と消費税の今後：物品税時代から消費税時代の実効税率の推移」『会計検査研究』
- 政府税制調査会 (2007) 『根本的な税制改革向けた基本的な考え方（平成 19 年 11 月）』 pp22 - 24
- HP < <http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/191120a.pdf> >
- 土居丈朗 (2008) 「Ⅱ 消費税」『根本的な税制改革—法人税改革のあり方—』21 世紀政策研究所
- HP < <http://www.keidanren.or.jp/21ppi/pdf/thesis/081030.pdf> >
- 金子洋一 (2008) 「カナダの GST 控除の概要」森信茂樹編『給付付き税額控除：日本型児童税額控除の提言』
第 7 章所収，中央経済社。
- 八塩裕之 長谷川裕一 (2008) 『わが国会計の消費税負担の実態について』 ESRI Discussion Paper Series No.19
- HP < http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis200/e_dis196a.pdf >
- 森信茂樹 (2009) 「消費税の逆進性対策を考える。」『会計経理研究』No.40 pp11-26
- 加藤尚弘、森野哲也「給付付き税額控除」
- 橋本恭之 (2010) 「消費税の逆進性とその緩和策」『会計経理研究』No.41 pp35-53
- HP < <http://www.jbaudit.go.jp/effort/study/mag/pdf/j41d03.pdf> >
- 財務省 (2011) 『一般会計予算の概要（平成 23 年度）』
- HP < http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/002.htm >
- 井堀利宏 (2011) 『要説：日本の財政・税制 [4 訂版]』 税務経理協会
- 日本経済団体連合会 (2011) 『平成 24 年度税制改正に関する提言』
- HP < <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2011/086/honbun.html#part3> >
- 国立国会図書館調査及び立法調査局 (2008)
- 白石浩介 三菱総合研究所
- 財政金融課 (2008) 「消費税を巡る議論」
- 財政金融課 (2010) 「諸外国の給付付き税額控除の概要」
- 財務省 (1997-2011a) 『租税及び取支収入決算額調（平成 9 ~ 22 年度）』
- HP < <http://www.bb.mof.go.jp/hdocs/bxsselect.html> >
- 財務省 (1997-2011b) 『一般会計歳出歳入決算（平成 9 ~ 22 年度）』
- HP < <http://www.bb.mof.go.jp/hdocs/bxsselect.html> >
- 財務省 (2010) 『財政金融統計月報』